

継続雇用定着促進助成金（継続雇用制度奨励金第1種第1号）の概要

〔主な支給要件〕

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主です。

- ① 労働協約又は就業規則により定年の廃止又は65歳以上までの定年延長等（※1）若しくは希望者全員を対象とした継続雇用制度（再雇用、在籍出向等）を導入していること（以下このページにおいて「確保措置」といいます。）。
- ② 確保措置を講じた日（以下「確保措置日」といいます。）から起算して1年前の日までに、労働協約又は就業規則により60歳以上までの定年を定めていること。
- ③ 確保措置日から起算して1年前の日から確保措置日までに高年齢者雇用安定法第8条違反がないこと。
- ④ 支給申請の前日までに、1年以上継続して雇用されている60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く被保険者）が1人以上いること。

（※1）「定年延長等」として取り扱う場合は次のイ、ロのいずれかに該当する場合のみです。

イ 定年を65歳以上に引上げる場合

ロ 次のいずれにも該当する継続雇用制度（再雇用、在籍出向等）の導入又は改善をする場合

（い）定年前と同一かそれ以上の労働条件を適用する制度であること。

（ろ）期間の定めのない雇用契約を締結するものであること。（有期雇用契約であっても、当該契約により雇用される期間が継続雇用制度の上限年齢までの期間と一致する場合も含む。）

〔受給できる額〕

確保措置の内容、確保措置期間（※2）及び企業規模に応じて、1回に限り次表の金額が支給されます。
（単位：万円）

確保措置の内容		①定年延長等及び定年廃止			②継続雇用制度		
		3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)	3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)
企業規模	1人～9人	60	40	20	45	30	15
	10人～99人	120	80	40	90	60	30
	100人～299人	180	120	60	120	80	40
	300人～499人	270	180	90	180	120	60
	500人～	300	200	100	210	140	70

（※2）過去における就業規則等により定められていた定年又は継続雇用制度による最高の退職年齢（以下「旧定年等」といいます。）から65歳までの引上げ年数をいいます。

ただし、旧定年等が、確保措置の義務年齢（平成18年度にあっては62歳）を下回っている場合には、旧定年等は確保措置の義務年齢とみなされます。